

関東大震災と昭和金融恐慌

深見泰孝

一、はじめに

三月十一日に発生した東日本大震災は、観測史上最大の地震に加え、東京電力福島第一原子力発電所での一連の事故も発生し、我が国史上類を見ない大災害となった。これまでの我が国の歴史上、最も大きな被害をもたらした災害といえ、関東大震災である。大正一二年九月一日に起きた地震は、東京、神奈川を中心とする南関東一帯を襲った。被害額は五六億円と言われ、それは当時

のGNPの三七・五%に相当する被害であった。

当時の政府は、震災被害からの復興を目指し、予算の見直しや被災者の租税減免、預金部資金による産業復興、住宅資金供給のための低利融資など様々な施策を行った。なかでも、被災地である東京が、日本経済の中心であったことから、信用機構の崩壊が懸念された。そのため、政府、日銀は可能な限りの資金援助を行い、信用機構の安定、維持に向けた施策を行った。ただ、この施策が、資金援助を優先するあまり、その条件を緩やかなものとしたために、後に全国的な金融恐慌の

一因となる問題を生み出したのであった。

本稿では、関東大震災から昭和金融恐慌に至る歴史を振り返り、金融恐慌の原因となった震災手形問題、そして金融恐慌の処理方法を振り返ってみたい。そして、今回の震災への示唆となることがないか、考えてみたい。

二、支払延期令と震災手形割引損 失補償令

大正一二年九月一日、関東大震災は発生した。

この地震によって、東京、神奈川のひとつの金融機関が焼失、倒壊などの被害を受けた。東京都内では、東京銀行集会所加盟銀行八四行のうち、甚大な被害を受けなかったのは、日本勧業銀行、日本興業銀行、三菱銀行、小池銀行、麹町銀行の五行の本店と横浜正金銀行、台湾銀行、住友銀行

の各東京支店と住友銀行丸の内支店の合計九店舗に過ぎず、横浜では横浜正金銀行本店以外は、ほとんどが焼失・倒壊していた。

関東大震災発生時に、政府がまず恐れたのは、米騒動や朝鮮独立運動のような民衆暴動であり、政府は震災発生後、早急に非常徴発令や戒厳令を出し、秩序の回復と民心の安定化に向けた施策を実施した。他方、銀行に目を向けると、預金債務の支払に応じねばならなかったが、ほとんどの銀行の店舗が被害を受け、また、貸付先も被災して債権回収の見込みも立たない状況に陥っていた。

そこで、銀行界は、九月三日に東京銀行集会所理事、東京手形交換所所員、主要銀行代表を集めて、震災善後策を協議した。この協議では、支払請求の殺到を考えると営業再開は容易でなく、また、支払準備資金を調達する必要もある。そして、震災後の人心の不安と財産状態の混乱から、

無用の紛争が起きるおそれもあるとして、一ヶ月間のモラトリアムと銀行営業所・焼失金庫の軍隊による警備を政府に要請することになった。政府は、この要請を受けて「私法上ノ金銭債務ノ支払延期及手形等ノ権利保存行為ノ期間延長ニ関スル件（いわゆる支払延期令）」を出し、銀行預金の支払猶予だけでなく、震災以前に発生し、震災から九月三〇日までに支払をすべき金銭債務で、債務者が震災地に営業所を持つものに、三〇日間の支払延期を認めた（給与・賃金支払、一〇〇円未満の引出等は例外）。

しかし、銀行が預金支払を再開するためには銀行の資力充実が必要であり、そのためには貸付債権の回収を進めねばならなかった。他方、三〇日では被災者（企業）の資力回復は容易でなく、貸付債権の回収は著しい困難が予想された。また、支払延期令による弊害（被災地とその他地域との

手形取引上の障害など）も生じ、銀行のもつ貸出債権や割引手形を現金化するための手段が必要となった。そこで、九月二七日に、「日本銀行ノ手形ノ割引ニ因ル損失ノ補償ニ関スル財政上必要処分ノ件（いわゆる震災手形割引損失補償令）」が公布施行され、日銀の市中銀行への資金融通の特別措置を決めた。よく言われる震災手形とは、この再割引対象手形の俗称である。

支払延期令は、単なる支払延期を債務者に対して国が保証したのだが、震災手形割引損失補償令では、「震災地を支払地とする手形、震災地に当時営業所を有したものの振出した手形もしくはこれを支払人とする手形」のうち、「震災以前に銀行が割引していた手形」で、大正一四年九月三〇日以前に満期日が来るものを日銀が再割引し、二年後に日銀の被った損失を、一億円まで政府が補償した。すなわち、政府保証を確約し、日銀に

再割引のリスクを背負わせたのであった。しかし、震災手形として、日銀が再割引をしたものも多くは、震災とは無関係に経営不振に陥っていた企業のものであった。

三、震災手形問題の発生

震災手形割引損失補償令は、震災によって流動性が枯渇した被災企業やその取引先の救済を目的とするとともに、銀行のもつ債権を現金化させる手段でもあった。日銀は当初、再割引が必要な震災手形を二億円と想定していたが、実際に割り引いた手形の総額は、四億三、〇八一万円に過ぎなかった。これは、日銀が被災企業を全て救済したわけではなく、中小銀行が持ち込んだ震災手形は、担保がなければ再割引をしなかったためであり、そのため割引された手形は、都市中位銀行や

特殊銀行（台湾銀行や朝鮮銀行）が持ち込んだものが大半であった（表1⁽¹⁾）。表1によれば、再割引額の七〇%以上が、先に述べた特殊銀行や都市中位銀行に集中していることがわかる。そして、中でも台湾銀行に対する再割引額は、全体の四分の一以上を占めていた。

次に、持ち込まれた手形の大口債務者をまとめた（表2）。表2によれば、震災手形の大口債務者は、鈴木商店や久原商事、原合名、高田商会、村井財閥などであった。特に、神戸に本社を置き三井、三菱に並ぶ一大財閥と言われた鈴木商店関係の債務額は、直系、傍系企業も加えると全体の約四二%に上っていた。これは、台湾銀行が日銀に持ち込んだ手形の三分の二が、鈴木商店関係のものであったためであり、震災手形問題が、「台銀・鈴木問題」と言われる所以である。では、両者はなぜ、これほどまでに親密な関係となったの

表1 震災手形割引依頼銀行上位10行の割引額とその割合（単位：千円）

銀行名	公称資本金	震災手形総額	割合
台湾	60,000	115,225	26.7%
藤本 BB	3,000	37,214	8.6%
朝鮮	80,000	35,987	8.4%
安田	25,000	25,000	5.8%
村井	10,250	20,429	4.7%
十五	100,000	20,073	4.7%
川崎	10,000	19,373	4.5%
近江	50,000	13,423	3.1%
早川 BB	2,000	12,624	2.9%
豊国	10,000	10,724	2.5%
10行合計	-	310,072	72.0%
再割引額総計	-	430,816	100.0%

(出所) 日本銀行調査局編（昭和33年）、p.880-882、三菱銀行史編纂委員会編（昭和29年）、p.338、富士銀行調査部百年史編纂室編（昭和35年）、p.217、「日本銀行特別融通先別融通残高表」『昭和財政史資料第1号第137冊』より作成

表2 震災手形大口債務者一覧

債務者	債務額	割合	債務者	債務額	割合
鈴木関係	71,890	33.2%	久原房之助	9,230	
鈴木合名	55,060		久原本店	1,760	
鈴木商店	15,530		原合名	7,720	3.6%
鈴木商店東京支店	1,300		高田商会	7,510	3.5%
<鈴木直系企業>	5,740	2.7%	村井関係	7,420	3.4%
神戸製鋼所	3,500		村井合名	4,820	
大日本塩業	1,280		村井鉱業	2,600	
日本製粉	960		日魯漁業	6,750	3.1%
<鈴木傍系企業>	13,030	6.0%	大葉久吉	2,150	1.0%
国際汽船	8,040		日本生糸	5,950	2.7%
旭石油	3,720		山本総本店	4,630	2.1%
東亜煙草	1,270		セールフレーザ	4,500	2.1%
久原関係	22,200	10.3%	総合計	216,570	100.0%
久原商事	11,210				

(出所) 日本銀行調査局編（昭和33年）p.877-878、p.910-912より作成

であろうか。以下、鈴木商店の番頭・金子直吉の回顧談と、大蔵省が調査してまとめた「台湾銀行対鈴木商店貸出ノ消長並ニ整理経過」から、その過程を見てみよう。

そもそも、台湾銀行と鈴木商店の関係は、鈴木商店が台湾での砂糖や樟腦の貿易をしていたことから始まり、第一次世界大戦中に関係が濃密になる。⁽³⁾しかし、第一次世界大戦の終了とともに、日本経済を待ち受けていたのは反動恐慌であった。

当初こそ鈴木商店は、大戦中に得た巨利で当面を凌ぎつつ、戦時中からの拡大路線を継続し続けた。しかし、この拡大路線の継続が、「世界の鈴木」とまで言わしめた同社の破綻原因となった。

関連企業は業績不振に陥り、中国での綿糸布販売も不振、ワシントン海軍軍縮条約締結で売り上げは激減し、鈴木商店は関連企業の資金援助に追われた。そして、大正一一年三月には、鈴木商店自

身の資金繰りも、輸入為替決済にも窮乏するほどに悪化し、鈴木商店は台湾銀行に救済を申し入れた。台湾銀行も、それまでに多額の融資をしてきた鈴木商店の破綻は自行のみならず、その経営規模を考えると日本経済に与える影響も大きいと考え、大蔵省、日銀了解の下で救済融資を開始した。⁽⁴⁾しかし、以後も、鈴木商店の経営状態は好転せず、台湾銀行も自行だけでは資金に限界があることから、時には大蔵省、日銀からの支援を受けて、救済融資を続けた。それは、鈴木商店への貸付額の推移からも明らかで、大正一〇年末のワシントン会議前後から、融資額は大幅に増加を始め、わずか四年で四倍に増加していた。⁽⁵⁾

このように鈴木商店の経営状態は、大正一一年頃にはかなり悪化していた。大正一三年には利払いも滞り始める。それでも台湾銀行は、日銀から必要な場合は震災手形割引による臨時融資（四、

表3 台湾銀行による鈴木商店向け貸付額の推移（単位：円）

年 月	貸付金額	増 加 率
大正10年6月末	90,603,883	-
大正11年6月末	176,098,963	194.4%
大正12年6月末	201,439,228	114.4%
大正13年6月末	261,332,460	129.7%
大正14年6月末	312,320,437	119.5%

（出所）「台湾銀行対鈴木商店貸出ノ消長並ニ整理経過」『昭和財政史資料第1号第98冊』

三〇〇万円）を行う旨の内諾を得た上で、鈴木商店に二、八八〇万円の整理資金の追加融資や、利下げなどを実施した。⁽⁶⁾台湾銀行にとって鈴木商店の破綻は自行の破綻を意味するため、深入りせざるを得なかったであろう。

また、政府も、大正一一年には鈴木商店の窮状を知っていたが、これを破綻させることは、日本経済に多大な影響を与えると、鈴木商店の救済に奔走する。政府としては「こうする以外に方法はなかった」ということであろうが、政府のこうした態度が、貸し手、借り手ともにモラルハザードを発生させる誘因となったのではなからうか。昭和金融恐慌を詳細に分析した高橋亀吉も、政府・日銀が大正九年反動恐慌以降に行った財界救済こそが、昭和金融恐慌の真因だと述べている。

このことから、日銀が再割引した手形は、経営不振に陥り返済見込の限りなく薄いものと、大手

銀行が持ち込んだ信用リスクの極めて低いもので構成されていたと見て間違いがないと思われる。

それゆえに、再割引から一年後には、再割引した手形の残高は一億五、四三三万円減少した。しかし、その後はほとんど減少せず、昭和元年末でも二億六八〇万円（再割引額の四八・一％）が未決済のまま残ることになった。

本来、震災手形は、震災によって流動性が枯渇した企業の救済が目的であった。にもかかわらず、日銀は真に救済が必要な中小企業の手形は再割引を拒否し、他方で、震災前から経営不振に陥っていた大企業の救済に用いていた。それゆえに、震災手形問題は短期間では解消し得ない「財界の癌」として、何年も延引され、昭和金融恐慌の一因となったのである。

四、昭和金融恐慌の発生と処理

昭和金融恐慌は、時の大蔵大臣の失言をきっかけに発生したことは有名であるが、なぜ、この時期の失言だったのであるうか。その背景には金解禁を巡る問題があった。第一次世界大戦中、次々に世界各国は金本位制から離脱した。我が国も、大正六年にアメリカが離脱したことに倣って、金輸出を禁止した。これは、各国が金輸出を停止する中、我が国が金輸出を禁止していなかったため、為替相場が異常に騰貴したこと、また、海外の投機筋による金の流出を恐れたことがその理由であった。しかし、大戦後、他国が金本位制に復帰する中、我が国だけはそのチャンスをつかめず、関東大震災もあって為替相場は円安に進んだ。ただ、その後の為替相場は投機的動揺を繰り返

返して、こうした状況を脱するために金解禁を目指し、そのためにも、金融市場の重荷になっていた震災手形を処理せねばならなかった。政府は震災手形処理の審議を開始し、議会で震災手形損失補償公債法案と震災手形善後処理法案を上程した。

当時の議会は、与野党が鋭く対立していたが、この問題は重要であるため、議会前に与野党（与党・憲政会、野党・政友会、政友本党）は政治休戦に合意し、両法案はすんなり可決されるはずであった。ところが、二月下旬に憲政会と政友本党の連合が暴露されると、一転、政友会は両法案が①大企業救済である、②通貨膨張や物価騰貴を呼び中間景気を煽る、③公債増発は公債政策上の消極主義を裏切るとして、執拗に政府を攻め立てた。この時、片岡直温蔵相が「本日、東京渡辺銀行は大扉を下ろしました」と失言し、昭和二年三

月一五日に昭和金融恐慌は発生したのである。この失言は、所管大臣が「破綻した」と発言したことに加え、実際には東京渡辺銀行は破綻しておらず、⁽⁷⁾二重の失言であった。

その後、昭和金融恐慌は、三つの段階を経て全国へと拡大した。その第一波は、片岡蔵相の失言で名前を挙げられた東京渡辺銀行と、姉妹銀行のあかぢ貯蓄銀行の休業に始まるが、まだ震災地での局地的な休業、取り付け（中井、村井、東京中野銀行）にとどまっていた。しかし、「台湾銀行が鈴木商店への新規貸出停止」との新聞報道がされると、株式市場、金融市場は騒然となり、大蔵省、日銀は台湾銀行救済に奔走した。また、鈴木商店の資金難は系列銀行の休業を招き、神戸や関西地区の銀行でも取付騒ぎが勃発した。しかも、台湾銀行救済の緊急勅令が枢密院で否決されると、台湾地域の中央銀行である台湾銀行が、台湾

島内の支店を除く、全ての支店で休業に至った。

そして、これがさらなる第三波を招き、有力華族の出資で設立され、宮内省金庫としても知られていた十五銀行にも預金取付が及んだ。台湾銀行、十五銀行の休業は、金融不安の決定的転換点となり、取付はそれまでの局地的なものから、全国へと波及し、コール取引も途絶、為替市場から株式、商品市場へと悪影響を与えたのである。

事態の悪化を受けて、政府は支払延期及手形保存行為ノ期間延長ニ関スル勅令（いわゆる、支払延期勅令）を公布施行、日銀も、担保品の異例な拡大や、廃棄券、急造の「裏白」券も動員し、現金通貨を供給した。支払延期中の五月九日に政府は、日本銀行特別融通及損失補償法（政府が五分利国債で五億円を補償）、台湾ノ金融機関ニ対スル資金融通ニ関スル法律（政府が日銀に二億円を補償）を公布施行した。こうして、モラトリアム

が明けた五月一三日以降、金融、株式市場はようやく平穏を取り戻すこととなった。

一方、この間に破綻した銀行の整理は、単独整理と救済銀行への合同の二方式で行われた。前者は台湾銀行と十五銀行に適用され、単独整理が困難であった村井、中井、中沢、八十四、近江、それに小規模な久喜の六行は、救済銀行として新設された昭和銀行（昭和二年一二月開業）に合同された。そして、預金者にも、当時、預金保険制度は存在しなかったが、「年内預金支払便法」が活用され、平均して五〜六割が補償された。このように、昭和金融恐慌とは、三段階のプロセスを経て、全国に波及した一大信用恐慌であった。

五、金融行政転換の起点となった 金融恐慌

昭和金融恐慌で破綻した銀行は、よく似た特徴をもっていた。恐慌のきっかけとなった東京渡辺銀行の場合、経営者一族が経営の土地会社、電灯会社、ガス会社、汽船会社、鉄道会社などに貸出総額の七四%を、村井銀行もまた同家経営の商社、鉱山会社、不動産所有会社に貸出総額の二五%を貸し付けていた。台湾銀行は鈴木商店、十五銀行も松方関連事業（川崎造船、川崎汽船など）への貸付が多額を占めており、貸付先の分散によるリスク引下機能が低下していた。つまり、企業と銀行が共倒れするリスクが常に存在していたのである。しかし、これは、これらの銀行に限られたものではなく、当時の銀行は、何らかの形で特

定企業の機関銀行的な性格を持っており、構造的な問題であった。

また、震災手形問題の本質は、市中銀行の保有する不良債権を日銀へ肩代わりさせたことである。不良債権の処理は、第一次世界大戦終了後の反動恐慌以来の課題であった。反動恐慌以来の慢性化した不況の下、日銀特融が頻繁に実施された。本来、日銀特融は信用機構の安定のために実施されるものであるが、この時期は、事業会社への直接的な融資も行われ、実施の度に、規模、対象を拡大させていた。日銀の安易な救済に慣れた財界は、抜本的な財界整理をせずに放漫経営を放置し、政府、日銀への安易な依存を高めた。それは、関東大震災発生時の日銀による震災手形の再割引においても同様であった。しかし、この措置は、震災によって流動性が枯渇した被災企業やその取引先の救済が目的であった。日銀

も、震災手形割引損失補償令は再割引対象などが、かなり緩やかに定められていたため、震災手形制度が本来の趣旨を外れて濫用されないよう、「緊急勅令ニ依ル特別融通ノ範圍、期間及ヒ其取扱ニ關スル重ナル注意事項」を定め、震災に關係する手形に対してのみ、融通を与えることを決めた。

しかし、實際は、鈴木商店の事例が象徴するように、震災とは無關係に経営不振に陥っていた企業の手形を大量に割り引いていたのであった。しかも、鈴木商店の事例では、台湾銀行が、日銀の震災手形割引による臨時融資を前提に追加融資を行っており、「注意事項」は守られてはいなかった。こうした日銀の態度は、銀行経営者にモラルハザードへのインセンティブを与え、震災とは無關係な不良債権が次々に日銀に持ち込まれることを招いたのである。

こうした銀行経営者のモラルハザードへの有効な防止策は、銀行経営者に対してモラルハザードの誘因を弱めるようなインセンティブ契約を与えることと、銀行の貸付行動のモニタリングが求められる。具体的には、経営責任の追及と厳格な銀行検査である。もちろん破綻銀行経営者に対する経営責任の追及は、明治期以来、多くの銀行の破綻事例で、預金者が破綻銀行経営者や大株主に対し私財提供を求めていた。そして、銀行に対する大蔵省検査は当時も行われていた。しかし、人員不足などから内容は不十分で、日銀の臨時検査や地方官庁が代行していた。このように銀行検査が十分に機能しない中、日銀が救済融資を続けたため、借り手、貸し手にモラルハザードを生む結果となった。大蔵省も問題を認識しており、恐慌発生直前の大正十五年十月から金融制度調査会で金融制度の整備改善を検討していた。そして、銀行

業の免許制、最低資本金規制、役員兼業の禁止などを柱とする銀行法をとりまとめ、以後、銀行行政は事前規制型へ転換し、銀行検査の厳格化も行われた。

六、むすびにかえて

昭和金融恐慌とは、第一次世界大戦後の反動恐慌以降、不良債権処理を先送りしたことに始まり、複数の要因が絡み合い、発生した一大信用恐慌であった。しかし、この恐慌が金融システムに残した教訓は二点ある。一点目は銀行経営者のモラルハザード防止策の問題、二点目は、銀行破綻時の処理方法の確立である。つまり、一点目に関しては、銀行法の制定、事前規制型の監督体制への転換とともに厳格な銀行検査の実施を促した。二点目に関しては、救済銀行方式による破綻銀行

処理を行ったことである。昭和金融恐慌は、金融システムの安定に関わる、大きな転換点となったのである。

今回の震災に限らず、未曾有の大地震、津波は不可抗力であり、その被害者（企業）の支援は惜しむべきではない。ただ、震災対応という美名の下に、経営不振企業まで延命させることは決して許されるべきではない。救われるべきは、震災によって流動性が枯渇した企業のみである。このことは、忘れてはいけない。

(注)

- (1) 日本銀行調査局編『日本金融史資料昭和編』第一三巻、昭和四〇年、p.54
- (2) 「台湾銀行震災手形調」『昭和財政史資料第一号第九八冊』大阪朝日新聞経済部編『昭和金融恐慌秘話』朝日文庫、平成一一年、p.42-44
- (4) 「台湾銀行対鈴木商店貸出ノ消長並ニ整理経過」『昭和財政史資料第一号第九八冊』

(5) 大正一〇年末から翌年六月末に、台湾銀行から鈴木商店への貸出は五、二三八万円増加した(前掲「台湾銀行対鈴木商店貸出ノ消長並ニ整理経過」)。金子直吉の回顧談でも、「統率力の欠乏、船鉄交換の失敗及び重縮(前掲『昭和金融恐慌秘話』P.55)が鈴木商店破綻の原因と述べており、ワシントン会議が同社に打撃を与えたことは間違いないからう。

(6) 前掲「台湾銀行対鈴木商店貸出ノ消長並ニ整理経過」
 (7) 東京渡辺銀行は失言当日、大蔵省に手形決済資金不足による、支払い停止を報告していた。しかし、同日中に資金を調達し手形決済を終えていたが、これは報告されていなかった。

(参考文献)

- 安部悦生編著『金融規制はなぜ始まったのか―大恐慌と金融制度の改革―』日本経済評論社、平成一五年
 大阪朝日新聞経済部編『昭和金融恐慌秘話』朝日文庫、平成一一年
 高橋亀吉、森垣淑『昭和金融恐慌史』講談社学術文庫、平成五年
 日本銀行調査局編『日本金融史資料明治大正編』第二二巻、昭和三三年
 日本銀行調査局編『日本金融史資料昭和編』第一三巻、昭和

四〇年

日本銀行百年史編纂委員会編『日本銀行百年史』第三巻、昭和五八年

三菱銀行史編纂委員会編『三菱銀行史』、昭和二九年

富士銀行調査部百年史編纂室編『富士銀行八十年史』昭和三年
 五年

〈史料〉

「台湾銀行対鈴木商店貸出ノ消長並ニ整理経過」『昭和財政史資料第一号第九八冊』

「台銀震災手形調」『昭和財政史資料第一号第九八冊』(国立公文書館蔵)

「日本銀行特別融通先別融通残高表」『昭和財政史資料第一号第一三七冊』(同上)

(ふかみ やすたか・当研究所研究員)